

令和元年 6 月 6 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和元年6月6日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

令和元年6月6日(木曜日) 午前9時26分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 5 件

議案 10 件（条例 5 件、補正予算 3 件、その他 2 件）

2) 議員発議について

3) 一般質問の発言順序について 5 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 11 日（火）～ 13 日（木） 3 日間（別紙のとおり）

5) 陳情、要請等

4 議会運営委員会視察研修について

5 その他

6 閉 会

午前9時26分 開会

委員長（前原吉宏君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

当委員会、全員出席でありますので委員会が成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速ですが、3、議長からの諮問ということで、美里町議会6月会議について、1)議案等について、行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本議会につきましても御指導よろしく願います。

今回6月会議につきましては、行政報告2件、報告5件、それから議案10件でございます。よろしく願います。

では、まず初めに行政報告から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず初めに、行政報告の1件目につきましては介護保険特別徴収額の賦課の誤りについてでございます。令和元年5月24日に平成31年度の介護保険料の仮徴収に係る介護保険料特別徴収額変更通知書を介護保険第1号被保険者のうち年金からの特別徴収対象者2,576人に通知いたしました。その対象者のうち、17人について電算業務を委託している電算会社から提供された保険料算定プログラムのふぐあいにより保険料算定の際に対象者の合計所得金額から控除すべき項目を控除しなかったことから6月分と7月分として仮徴収すべき保険料額を誤った内容で通知いたしました。町がこの賦課の誤りとして確認した17人の保険料額はそれぞれ正しい金額より1,800円から8,900円多い金額で通知し、その17人分の賦課の誤りとなる保険料の総額につきましては7万100円でございます。町では対象者を確定した5月31日の時点で既に6月分の特別徴収額について変更できなかったことから、8月分の徴収額で過徴収分を差し引いて調整することとし、同日に対象者の17人に対し長寿支援課の職員が個別に訪問し、今回の件のおわびと正しい算定により算出した仮徴収額について説明をいたしております。

以上、介護保険特別徴収額の賦課の誤りについての行政報告の内容となります。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、行政報告の2件目でございます。美里町の空間放射線量の測定結果についてでございます。美里町の空間放射線等の測定結果について、平成30年

度3月議会で報告した以降の平成31年2月1日から令和元年5月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。

内容につきましては、別紙行政報告の空間放射線測定結果資料の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第1号専決処分の報告でございます。議案書につきましては1ページ、資料につきましても1ページとなります。ごらんいただきたいと思います。

平成31年4月11日、午前9時30分ごろ遠田郡涌谷町上郡字長坂地内に美里町が所有する森林の立木1本が降雪の影響により隣接した涌谷町在住の男性が所有する農業用ビニールハウスに倒れてしまいました。このため、農業用ビニールハウスの上部ビニール及び骨組みパイプの一部を破損させてしまいました。相手方からこの事故の報告を受けた後、直ちに現場で被害の状況を確認するとともに、2次災害が発生しないよう予備費を充用し即座に倒木を除去、処分いたしました。なお、この後、改めて町有林を点検いたしましたが、立木が倒木する可能性がある箇所は確認されませんでした。この物損事故による損害賠償額を定め、和解することについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは報告第7号から報告第10号まで、企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 本議会につきましても御指導のほうをよろしくお願したいと思ひます。座って説明させていただきます。

報告第7号平成30年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。議案書につきましては3ページ、資料編につきましては2ページをお開き願ひます。

さきの町議会におきまして繰越明許費の議決を賜りました町内情報化推進事業ほか8件の事業につきましても、繰越使用するため繰越明許費繰越計算書を調製いたしました。繰越明許費繰

越計算書の細部につきましては議案書の4ページの平成30年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。以上です。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第8号平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告でございます。議案書につきましては5ページ、資料編につきましては3ページでございます。

平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算の繰越明許費にかかわる特定健康診査等事業費について繰越使用するため繰越計算書を調製いたしました。繰越計算書の細部につきましては、議案書の6ページの平成30年度美里町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものでございます。以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第9号平成30年度美里町水道事業会計予算の繰越の報告についてでございます。議案書につきましては7ページ、資料編につきましては4ページでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により平成30年度美里町水道事業会計予算を繰越使用するため繰越計算書を調製いたしました。議案書の8ページをごらん願います。1款資本的支出の1項建設改良費の1目配水設備費のうち3節工事請負費で繰り越しいたしました。北浦地区の配水管布設替工事と舗装復旧工事の2つの工事につきましては、国土交通省との道路占用協議に不測の日数を要し、平成30年度内に事業が完了しなかったことから繰り越しすることとしたものであります。また、素山と叔廻前地区の配水替布設替工事及び藤ヶ崎町地区の舗装復旧工事の3つの工事につきましては工事発注時期がおくれたことにより平成30年度内に事業が完了できなかったため繰り越しすることになったものであります。大変申しわけございませんでした。

配水管布設替工事につきましては令和元年7月末日までに完了する予定であり、舗装復旧工

事につきましては令和元年9月末日までに完了する予定でございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 確認だけお願いしたいんですけども、今素山と叔逄前と藤ヶ崎、発注がおくれたためということは、結局業務上の問題で繰越明許になったということなんでしょう、おくれたということは。逆に相手が工事を請ける人がなかったということではない。おくれた理由というのとは何か。予算化してとっくにしているはずなんだよね。

企画財政課長（佐野 仁君） 担当職員の業務調整のおくれによるものでございまして、そのことにつきましては職員側のマネジメントの不足だったということと解釈しております。

委員（吉田眞悦君） だから、要はきちとそれぞれの、何をすべきかということは職員の方はプロだからわかっているはずですね。だから、いろいろと今までも業務上の手続のおくれとか不手際というのはあったことだから、なおさら気をつけて行くべきではないのか。

委員長（前原吉宏君） よろしいですね。ほかに、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第10号平成30年度美里町下水道事業会計予算の繰越の報告についてでございます。議案書につきましては9ページ、資料編につきましては5ページでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により平成30年度美里町下水道事業会計予算を繰越使用するため繰越計算書を調製いたしました。議案書の10ページをお開き願います。資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費の雨水管渠建設改良費のうち建設工事測量設計業務委託料及び建設工事請負費で繰り越しいたしました。これは水道管移設等に不測の日数を要し、平成30年度内に事業完了しなかったため繰り越しいたすものでございます。繰り越しました事業につきましては令和元年8月末日までに完了する予定でございます。資本的支出の2款農業集落排水資本的支出1項建設改良費の処理場建設改良費のうち、測量調査業務委託料及び更新工事請負費で繰り越しいたしました。これは平成30年度、国の補正予算第2号にかかわる交付金事業に関する予算で、他事業との調整に不測の日数を要したため平成30年度内に事業完了しなかったため繰り越しいたすものでございます。繰り越した事業につきましては令和2年3月末日までに完了する予定でございます。同項雨水処理施設建設改良費のうち、測量調査業務委託料及び建設工事請負費で繰り越しいたしました。これは平成30年11月の入札不調

の結果を踏まえた施工内容の見直しに時間を要し、平成30年度内に事業完了しなかったため繰り越しいたしました。繰り越ししました事業につきましては令和2年3月末日までに完了する予定であります。地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたすものでございます。以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明、何かございますか。福田委員。

委員（福田淑子君） 先ほどと同じようになぜ完了しなかったのか。完了しない理由、それからもう既に契約していた場合の違約金の問題とかというのは出てこないのですか。

企画財政課長（佐野 仁君） まず、完了しなかった理由なんですけれども、それぞれ最初の工事につきましては水道工事移設等を終了したときにこの下水道管を工事するということですので、さきに御報告した水道の移設がおくれたことによりこちらのほうもおくれたということでございます。このほか、農業集落排水事業につきましては平成30年度中に入札を実施したんですけれども、それが不調となりまして、その工期の関係上繰り越しして今年度実施することになったものでございます。

違約金のお話なんですけれども、それに伴います違約金等は発生しないと見込んでおります。

委員長（前原吉宏君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 公共工事の公共下水道の分、水道の移設が何でおくれたのかという理由。ただおくれた、完了しなかったで繰越明許次から次にしたのは、何の意味の予算なのかなどというのが出てくるので、そのおくれた理由というのをちゃんとしないとだめだと思うんだけど。それでないとまた同じこと繰り返すようになるでしょう。その辺、ちゃんとした理由を明らかにしないとだめだと思うんです。報告だから質問できないんですよ。その辺もちゃんと丁寧に説明して、理解をもらいたいのであればその辺ちゃんと説明して、理解をもらう努力をしないと、そう思います。

委員長（前原吉宏君） 千葉委員。

委員（千葉一男君） さっきの最初の説明に予定したよりもかかったという表現を最初しましたよね。けれども、予定してやることに対して予定がかかったというのは今福田委員質問したように何か原因があってそうなったんだろうと。少なくともそこまでは追求して次に対応しなければならぬのですよ。今質問が出たから同じような考え方だということです。最初、何かきれいに説明してさっきのちょっとひっかかるから、やはりわかるようにしないとね。予定よりかかったと。

予定があったんだから原因があったわけですよ。よろしくをお願いします。

委員長（前原吉宏君） 執行部、よろしいですか。

ほかに。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第7号美里町森林環境整備基金条例について御説明申し上げます。議案書11ページ、資料編については6ページをお開き願います。

災害防止や温室効果ガスの排出削減等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税に係る一部の条項を除き平成31年4月1日から施行されました。このことから、森林環境譲与税の適正な管理及び運用を図るため美里町森林環境整備基金を設置するものでございます。

詳細につきましては会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

休憩します。

午前9時45分 休憩

午前9時47分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第8号美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書は13ページ、資料編については7ページになります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、同年6月1日から施行されたことにより選挙長等の報酬の基準額が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日、私から御説明を申し上げます。よろしく御指導をお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。

ないようですから、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第9号美里町寝たきり老人等介護慰労金支給条

例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書につきましては15ページ、資料編については9ページからとなります。

介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業の実施について定める地域支援事業実施要綱が平成31年4月26日に改正されました。これに伴い、地域支援事業の介護自立支援事業のうち美里町が実施する寝たきり老人等介護慰労金支給事業の支給基準を改めるものでございます。なお、今回の支給要件の変更によって現在の支給対象者は全て対象から外れることとなります。国の要綱の改正は平成31年4月1日から遡及して適用されておりますが、本町としましては対象者に対して周知する期間が必要であると判断したことから、施行期日を令和2年4月1日からとする考えでございます。

詳細につきましては会議当日長寿支援課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かありますか。よろしいですか。

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第10号美里町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書17ページ、資料編については12ページからとなります。

宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱が改正され、これまで助成対象外であった精神障害者が助成の対象に加えられることに伴い美里町心身障害者医療費の助成に関する条例においてもこの助成の対象に精神障害者を新たに加えるものでございます。

詳細につきましては会議当日健康福祉課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第11号美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書は18ページから、資料編については14ページからとなります。

人口減少に伴い水需要が減少する一方、老朽化した施設の更新費用、過去に建設投資した施設の企業償還金等に関する財政負担が増大しております。こうした状況を踏まえ、水道事業の経営健全化及び安全な水道水を安定供給することを目的として水道料金を改定するものでござ

ございます。水道料金の改定に当たりましては、改定日は令和元年10月1日からとし、料金算定期間は令和元年10月から令和6年3月までの4年6カ月間、平均改定率は約14%とするものでございます。改定案の料金には令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い新税率により算定した消費税及び地方消費税に相当する額を含んでおります。また、水道料金の前納制を廃止するとともに諸証明書に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日水道事業所長から御説明を申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

休憩します。

午前9時54分 休憩

午前9時56分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ほかに。よろしいですか。

では、次お願いします。

企画財政課長（佐藤 仁君） 続きまして、議案第12号令和元年度美里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書につきましては10ページから、資料編につきましては18ページからでございます。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,517万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億583万9,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては事業明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。議案書につきましては35ページ、36ページをお開き願います。

2款総務費に129万8,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に給水管布設替工事請負費86万4,000円追加いたしました。これは現在空き家となっております大柳地区に所在する職員宿舎について公売を進めるため、これまで共用で使用しておりました給水管について布設替工事を行うものでございます。

続きまして、37ページ、38ページをお開き願います。3款民生費に5,726万3,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費にプレミアム付商品券事業5,265万8,000円、障害

者及び障害児福祉費に心身障害者医療扶助費46万2,000円追加いたしました。プレミアム付商品券事業につきましては、本年10月からの消費税率の引き上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起し、下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を発行し販売するものであります。心身障害者医療扶助費につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに助成対象者に加えることによるものでございます。

次のページ、39ページ、40ページをお開き願います。2項児童福祉費の児童福祉総務費に地域型保育給付費負担金371万6,000円追加いたしました。町外小規模型保育施設への入所児童の増加によるものであります。

4款衛生費に165万7,000円追加いたしました。1項保健衛生費の環境衛生費に公共施設省エネルギー化改修業務委託料165万7,000円追加いたしました。消費税率の引き上げに伴うものであります。

6款農林水産業費に1,238万3,000円追加いたしました。1項農業費の農業振興費に強い農業担い手づくり総合支援事業補助金138万2,000円、優良繁殖牛貸付基金事業貸付金1,000万円、それぞれ追加いたしました。強い農業担い手づくり総合支援事業補助金につきましては、強い農業担い手づくり総合支援交付金を財源に地域農業の担い手に対し農業用機械の導入を支援するものであります。優良繁殖牛貸付基金事業貸付金につきましては、本年度から優良繁殖牛の導入支援の事業内容を取引価格と貸付価格との拡大の問題のため、無利子貸付から償還時利子への利子補給に変更し実施することとしておりましたが、多くの生産農家からこれまでの無利子貸付支援による事業を継続してほしいとの強い要望を受けたことにより、継続することとしたものでございます。2項林業費の林業振興費に森林環境整備基金積立金100万円追加いたしました。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税が譲与されることに伴い美里町森林環境整備基金へ積み立てをするものであります。

続きまして次のページ、41ページ、42ページをお開き願います。9款消防費に118万8,000円追加いたしました。1項消防費の消防施設に消防団旧小型ポンプ庫解体撤去工事請負費75万6,000円、災害対策費に指定避難所備蓄倉庫移設業務委託料43万2,000円、それぞれ追加いたしました。消防団旧小型ポンプ庫解体撤去工事請負費につきましては、中埜地区の消防団旧小型ポンプ庫が建物の老朽化が激しく危険な状態であるため解体し、撤去を行うものであります。指定避難所備蓄倉庫移設業務委託料につきましては、小牛田高等学園敷地内に設置しております災害用備蓄倉庫について同校の体育館の建てかえ工事施工のため一時移設しておりましたが、

体育館の完成に伴い改めて移設するものであります。

10款教育費に7,778万3,000円追加いたしました。1項教育総務費の事務局費に外国語指導助手設置事業736万5,000円追加いたしました。これはこれまで業務委託契約により外国語指導助手を2人体制で配置しておりましたが、語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムを活用し各中学校区1人ずつの3人体制になるため、英語教育のさらなる充実を図るものでございます。

続きまして次のページ、43ページ、44ページをお開き願います。3項中学校費の学校建設費に新中学校整備促進に係る経費7,041万8,000円追加いたしました。新中学校建設についてはこれまで教育委員会で審議が進められてきましたが、このたび新中学校施設基本計画が策定され、教育委員会から教育財産取得の申し出が行われたことにより新中学校の整備に向けた準備を進めるものでございます。

次に歳入について御説明申し上げます。31ページ、32ページにお戻り願います。

2款地方譲与税に100万円追加いたしました。3項森林環境譲与税に100万円追加いたしました。

14款国庫支出金で93万1,000円減額いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金に171万9,000円追加いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金に5,265万2,000円追加し、土木費国庫補助金で5,530万2,000円減額いたしました。土木費国庫補助金につきましては、町営住宅の建てかえに伴い住宅建設費補助金として社会資本整備総合交付金（住宅建設事業）を国に対し要望いたしましておりましたが、要望額に対する配分率が65.2%にとどまったことによります。15款県支出金に235万9,000円追加いたしました。1項県負担金の民生費県負担金に86万円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金23万1,000円、農林水産業費県補助金で138万2,000円それぞれ追加いたしました。

続いて次のページ、33ページ、34ページをお開き願います。18款繰入金に9,365万4,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に8,365万4,000円、優良繁殖牛貸付基金繰入金に1,000万円それぞれ追加いたしました。20款諸収入に99万5,000円追加いたしました。4項雑入の雑入に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金96万3,000円追加いたしました。21款町債に5,580万円追加いたしました。1項町債の民生費に一般単独事業債（健康福祉センター省エネルギー化改修事業）50万円、土木債に公営住宅建設事業債5,530万円追加いたしました。

26ページにお戻りください。予算本文第2条地方債の補正につきましては、一般単独事業債（健康福祉センター省エネルギー化改修事業）及び公営住宅建設事業債について限度額を変更

するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいま説明いただきました。何かありますか。福田委員。

委員（福田淑子君） 43、44ページの学校建設費についてなんですけれども、この支出については基本構想がもとになって基本計画が行われて出てきているものですよ。だとすれば基本構想、私たち議会に示されていないのでその辺を順序だててやらないとだめなんだと思うんですけれども。いきなりぼんとういう予算が出てくるのではなくて、一般質問にも出しましたが、基本構想。

案はいただいて、そして選挙に入ったので、29年12月にできている。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時21分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。福田委員。

委員（福田淑子君） だとすれば、その教育委員会の会議の中で議決案件としないのであれば基本構想を渡して説明する必要があると思うんですけれども。その時間は設けないということになるのでしょうか。一番基本になるものだからね。

総務課長（佐々木義則君） 実は先ほど話ししたとおり、基本構想の案の段階では議員さん方に一旦お示しして説明をしたということの中で、最終的にはそれがそのまま内容変わらず成案になったという経過もあって、本来そのときにそれが成案になったというところで皆様に案をとったものをお渡しするのが本来のあれなんですけれども、具体的に変わらなかったということもあってその説明まではということは全然考えてはいなかったということなんです。

委員長（前原吉宏君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 基本構想案を示されて、議会、委員会、いろいろ意見も出ました。パブリックコメントもしました。その結果、余り変わらないと言っても、あくまでも私が説明を受けているのは案なんです。議会が変わっていますから、今の人が。きちっとした本来だったら一番先に構想を示して、それで次に基本計画が示されてという順序を踏むべきものだと思うんですけれども、はい、前と同じですからお渡しして終わりですというやり方は私はないと思うんですね。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時29分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

執行部が戻ってくる間に、その間、2)議員派遣についてに入っていきたいと思います。

それでは、事務局をお願いします。

事務局長（佐藤俊幸君） 今6月会議におきまして議員派遣について、該当案件は議員講座、それから7月に七ヶ浜町で県議長会の議員研修ございます。この部分につきまして、3日目の一番最後になりますが議員派遣ということで皆様にお諮りをして、決定をするということで考えてございます。以上です。

委員長（前原吉宏君） 今事務局から説明いただきました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に3)一般質問の発言順番についてに入ります。

今回は5名の方から出されております。抽選につきましては副委員長。それでは事務局準備をお願いします。

事務局長（佐藤俊幸君） では、抽選してよろしいですか。

読み上げます。まず最初に受け付け順の1番の藤田洋一議員です。3番です。

次に手島牧世議員です。4番です。

続きまして福田淑子議員です。5番です。

吉田二郎議員です。1番。

我妻 薫議員です。2番。以上です。

委員長（前原吉宏君） それでは抽選結果を発表したいと思います。

1番が吉田二郎議員、2番が我妻 薫議員、3番が藤田洋一委員、4番が手島牧世議員、5番が福田淑子議員。一般質問の発言順序については以上になります。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に4)会議の期間及び議事日程についてであります。

会議の期間につきましては6月11日火曜日から13日木曜日までの3日間としております。議事日程につきましては別紙のとおりでございますが、事務局長から会議の流れについて補足の説明をいただきたいと思っております。

事務局長（佐藤俊幸君） 3日間ということで一般質問、今お手元にごございます審議の予定表、

こちら1日目は一般質問、2日目が一般質問と議案審議、3日目が議案審議としておりますが、一般質問の人数等からいきますとこのパターンになると思います。それから、全体の流れの中でございますが、3日目の部分ですが、特別委員会、まず11日にきのう特別委員会の小委員会がございまして、11日の本会議終了後に議会活性化の特別委員会を開催をするということで、内容は第2分科会の中間報告とそれを受けての特別委員会の中間報告書をまとめるということになります。それを本会議に報告するわけでございますが、こちらにつきましては3日目、最終日、こちら特別委員会の中間報告を行いまして、それから今回第2分科会の中間報告に伴う委員会条例の改正が必要になってございますので、そちら議員発議の案件、最終日に行う。それから先ほどの議員派遣の件ということで、最終日はそういった流れでということでございます。よろしく皆さんで御審議をお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） 今説明いただきましたが、よろしいですか。初日が活性化特別委員会を11日、議会終了後。第2分科会ですね。その後に13日、本会議で報告。

事務局、予定ですけれども3、2で。

事務局長（佐藤俊幸君） 初日が3人、2日目が2人。承知いたしました。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では会議の期間及び議事日程については以上としたいと思います。

次に、まだちょっと時間ありますので5）陳情・要請等に入らせていただきます。

今回はお手元の陳情等一覧2件です。これは休憩して読んでいただきたいと思います。

それでは休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

時間をとっていただきまして確認していただきました。

まず、1点目の件名、日本政府に対し国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、理事長仲村 覚さんからついてはいかががしますか。（「配付のみ」の声あり）

ただいま配付のみという意見が出ましたが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、この陳情書については配付のみとさせていただきます。

次に、2点目のアメリカ軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、会長

平安座唯雄さんからついてはいかがいたしますか。（「配付だけ」の声あり）

ただいま配付のみという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、この陳情書の取り扱いについては配付のみとさせていただきます。

陳情、要請等については以上といたします。

それでは、執行部戻ってきましたので1)の説明に戻りたいと思います。それでは、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 時間をいただきましてありがとうございました。

中学校の再編整備基本構想の件につきましては、この基本構想を議員の皆様にお渡しするとともに説明をしていただきたいということで考えています。日程のほうになるわけですけれども今の考えとしては11日、議会初日の開会前もしくは前日10日月曜日になりますが、午後に時間を設けていただければということで考えたところでございます。

委員長（前原吉宏君） ちょっと休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

ただいま休憩中に日程の調整をしていただきまして、教育委員会の学校基本構想（案）が出ましたけれども、基本構想についての説明がないということですので、開議時間10時は変更せずに9時から全員協議会をしていただきましてその中で教育委員会から基本構想を説明していただきます。その後に10時から本会議を開くということにしたんですけれども、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、その形で調整してまいりたいと思います。

ほかに。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 新年度予算を可決してまだそんなに月日がたっていないですね。それで、その中で40ページにある農林水産業費の中の関係なんだけれども、上の農業振興費のものは新たに国の制度絡みのところだというのはわかるんだけれども、下の畜産、これは当初予算、これは分科会でもだけれども、今までの流れと違うやり方をするようになったのを議会としても認めただけですね。農協さんの資金を使って利子補給をしていきましょうという取り組みもするというので貸付はことしからやめました。ただ、それが今のお話だと関係者から強い要望があったということのようだけれども、それをそんなに日にちがたないうちにこのように

方向転換をせざるを得なくなったということなんだろうから、前に戻したということだろうけれども、要は。そこをきちんと丁寧に説明を、来年からまた戻しますというのならまた話は別だけど。ただ、まだ3カ月しかたっていない中で町として計画したのがなかなか受け入れられなくて前の計画に戻すということなんだから、そのところはきちっと説明をするべきだと思うけれども。

委員長（前原吉宏君） ほかに、よろしいですか。

休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時02分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

ほかに、よろしいですか。

ないようですので、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第13号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。議案書につきましては45ページから、資料編につきましては22ページになります。

予算本文第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,879万5,000円といたしております。今回の補正予算につきましては、介護報酬の改定等に伴う介護保険システムの改修及び一部の地域支援事業実施要綱の改正に伴う関連事業費の財源の組み替えなどによるものでございます。

補正予算の細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。初めに歳出について申し上げます。57ページ、58ページをお開き願います。

1款総務費に66万円追加いたしました。1項総務管理費の一般管理費に介護保険システム改修業務委託料66万円追加いたしました。これは令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い介護報酬が改定されることなどによるシステムの改修に要する費用でございます。3款基金積立金に2万8,000円追加いたしました。1項基金積立金に介護給付費準備基金積立金2万8,000円追加いたしました。

続いて歳入について御説明申し上げます。前のページ、55ページ、56ページお開きください。

3款国庫支出金に28万4,000円追加いたしました。2項国庫補助金の地域支援事業交付金で包括的支援事業任意事業国庫交付金4万6,000円減額し、介護保険事業補助金33万円追加いたしま

した。包括的支援事業費任意事業国庫交付金につきましては、国の地域支援事業実施要綱が平成31年4月1日に遡及して改正されたことに伴い、現在の寝たきり老人等介護慰労金の受給者が支給対象外になったことから減額するものであります。

5款県支出金で2万3,000円減額いたしました。2項県補助金の地域支援事業交付金で包括的支援事業任意事業県交付金2万3,000円減額いたしました。7款繰入金に42万7,000円追加いたしました。1項一般会計繰入金の一般会計繰入金33万円、地域支援事業繰入金に9万7,000円それぞれ追加いたしました。

以上が補正予算の概要となります。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かありますか。よろしいですか。

それでは、次お願します。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第14号令和元年度美里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書につきましては59ページから、資料編につきましては23ページとなります。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出についての補正予算であります。第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。議案書の62ページ、63ページをお開き願います。

1款水道事業収益に3,986万3,000円追加いたしました。1項営業収益の1目給水収益に3,985万9,000円追加いたしました。これは美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴い、給水収益の増加が見込まれることから予算を追加するものであります。2項営業外収益の4目雑収益で4,000円追加いたしました。これは諸証明書の発行手数料を定めた美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴って予算を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） この議案の出し方というのについてなんだけれども、給水条例が前に、先にやるわけですね。そして、その後にその給水条例が可決されれば当然この予算ということになる。それで、その裏づけというのが自治法の222条だということで、今回の件でも条例と水道の予算というのがセットで一緒に必ず出さなければならない。その条例をすることによって歳入だけなんだよね。裏づけとして予算を、この条例を行うために予算をとりました。6カ月で4,000万円ぐらいだけれども。ただ、確かに自治法上はそれはセットだという解釈が成り立つんだろうけれども、条例を改正なるという見込みの案の出し方なのか、心情的に。もし条例が

否決されたらこれは当然下げなくてはならないのだから、この説明の中で理由が23ページに書いてあるけれども、補正予算のほう。これは給水条例の改正案の提案に伴い、だけなんだよね。例えば自治法222条によりとかと入れればなおさらそれはいいのではないのかと。これからもうこういう案件が当然出てくる、後年度においても。要するに、町民に負担をかける案件なんだね、負担というか水道だからほとんどの100%の町民の方々に影響してくる、そういう案件の一つだと思うと、その議案の出し方について執行側としてこれは法律で決まっているからそうだと、例えば条例が決まってから追加議案で出すという手法というのはとれないのか、だめなのか。その考え方だけです。

総務課長（佐々木義則君） 今お話があったとおりですから、今回予定を提案させていただいたのはこの地方自治法の222条に基づいてという考え方で提案させていただいたところです。これは基本的には確かに読むとこれは財源の措置というところからすると歳出の伴うものなのかという部分も読める部分は確かにあるんですけども、ただ、町としては当然条例に伴って予算上の措置といった場合、この措置が歳出だけなのかという歳入にも当然かかわる部分もあるんだろうというところで、お話のとおり、条例が通ってから追加で上げるという手法もなくはないんですが、町のスタンスとしては両方可決をいただきたいという考え方からしても同時に提案させていただくというところの、両方あわせてお諮りしたい。当然、条例がだめであればおろすという形にはなりますが、従来どおり予算の伴う条例案件の場合については予算と条例案と並行して上げさせていただきたいというスタンスで考えているというところでございますので、御理解願いたいと思っております。

委員長（前原吉宏君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 気持ちはわかるんだよ。もちろんそれはセット、当然条例が改正なれば当然それに対しての、今回は水道関係だからだけれども、お金も動くということはこれは当然の話であって、ただ、心情的にそういう町民に負担をかけるものに対しても最初から両方ぼんと上げるということについての考え方が、自治法ではそうだよということに対しても。だから、例えば執行側でそれが話し合いをしたのかどうなんだろうと、今までこの自治法上だから確かに法律的なことは守っていかなければならないけれども、これが例えばだけれども逆にわからないから聞くんだけれども、追加議案で出したら自治法違反になるの。例えばの話だよ。条例を先に決めて、そしてそれが決まったから関連する追加議案をと。今議会だから、別な議会に出すというのではないから。そういうやり方というのは条例違反になるのかな。

総務課長（佐々木義則君） これは条例で定める部分ではないので。逆に議案提出ができない

ということになるんです。条例を提出することができないということなんです。予算をちゃんと確保しないと。

委員長（前原吉宏君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 最初からそれはセットで出さないと先に出していた条例案についても違法になるということなのか。片方ずつ出すということになった場合、同じ会議であっても。

総務課長（佐々木義則君） そうです。基本的にはそうなっています。条例が出せないということなんです、予算を確保していない、上げないと。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

それでは、次お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして議案第15号遠田郡美里町と東松島市との境界変更について御説明申し上げます。議案書については64ページ、資料編については24ページからとなります。

宮城県営土地改良事業として南郷地域二郷地区の農地整備事業が施行されたことに伴い、従来の地形が変更され境界が不明確となりましたので、美里町と東松島市との境界を整理後の区画にあわせて変更するものでございます。これにより、美里町から東松島市に、また東松島市から美里町にそれぞれ編入される土地が生じることとなります。編入される面積は両市町ともそれぞれ2,963平方メートルでございます。地方自治法第7条第1項の規定により市町村の境界変更について宮城県知事に申請するに当たり同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては会議当日防災管財課長から御説明を申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。（「ありません」の声あり）

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第16号遠田郡美里町と東松島市との境界変更に伴う財産処分の協議について御説明申し上げます。議案書66ページ、資料編については26ページとなります。

境界変更に伴い、美里町が所有している財産及び東松島市が所有している財産がそれぞれ編入されることから、財産処分の協議を行うものでございます。これにより、東松島市が所有する土地142平方メートルが美里町の所有となり、美里町が所有する土地2,699.55平方メートルが

東松島市の所有となるものでございます。地方自治法第7条第5項の規定により境界変更に伴う財産処分を東松島市と協議するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては防災管財課長から会議当日御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上で議案等の説明は終わりましたが、全体を通して何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、議案等については以上といたします。

それでは、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、休憩10分間。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

続きまして、次に4の議会運営委員会の視察研修についてに入っていきたいと思います。

それでは、先日議長副議長と話をして日程等の、一応まず提案なんですけれども、8月21日、22日、23日、2泊3日。視察の場所なんですけれども、北海道芽室町議会。今事務局のほうから渡していただきましたA3判の写真見ていただくとわかりますけれども、芽室議会の議会だよりでございます。これに載っております右側のページです。4年連続全国1位、こちらにということで一応話を進めております。これについて皆様から。

それでは、先に日程の確認なんですけれども、皆さん、よろしいでしょうか。（「それ、相手はいいの」の声あり）まず、こちらから。（「こちらの案としてね。案だけね。これだめなときは前に。お盆中ではまずい。2週間あるぞ」の声あり）

いいですか。日取りなんですけれども。だめだった場合はどうするかということで。（「逆にここでいいか聞いて、それと相手に当たってこことここしかだめだと言ったら日程が決まるだけで」「今の日程でよろしいです」の声あり）

よろしいですね。では、それで行きたいと思います。

それでは休憩します。

午前11時30分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

今皆さんからお話しいただきまして芽室町議会の改革、活性化策の中のわかりやすい議会としてそのほかにあります議会 ICT の推進について、また開かれた議会の中の高校生との意見交換会、行動する議会の中の議員研修計画と北海道大学公共政策大学院と包括連携協定、また次の白樺学園高校との包括連携協定について大きく話を伺いたい。また、その他についての評価ということで話を伺いたいということで、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、それでいきたいと思います。

それでは、それについて事務局のほうで手配していただきたい。よろしいですか。

事務局長（佐藤俊幸君） そうすると今の 5 点ですね。とりあえず、この 22 日にお伺いしたいということで、向こう様のほうに了解を得られるかどうかその確認をとって、もしだめだとなった場合、また改めて御協議いただくということで。時間については午前午後問わず 22 日でお願いをしてみます。

委員長（前原吉宏君） では、それでお願いしたいと思います。

ほかに事務局のほうから何か。

事務局長（佐藤俊幸君） ありません。

議長（大橋昭太郎君） 委員長、いいですか。山岸議員から要請書という形で出されております。

委員長（前原吉宏君） これについては、議長お願いします。

議長（大橋昭太郎君） 山岸議員が全員協議会の開催要請といったようなことで、山岸議員から出されております。それで、新中学校建設についてということで、目的が早期開校に向けての課題や問題の把握、共通認識と意見の調整を図り将来へのまちづくりに資することを旨とするための場を設けていただきたい。先日も全員協議会、全員協議会そのものの目的とちょっと違うような気がしまして話を聞きますと、何度か話をして、自由討議をしたいという意向のようでした。今全員協議会の中で自由討議をやらなければならない理由がわからないということで何度か話をしたんですけれども、どこかちょっと違うようなところにスイッチが入っているようでございまして、こういった要請書を上げてきたようです。それから皆さんにも賛成議員になってほしいということで随分当たったようでございますが、賛成議員として署名することは見られなかったということで、御本人 1 人で出してこられたようです。

そういったようなことで出されて、何度か話もしました。よくわかりません。

委員長（前原吉宏君） これについて、議会運営委員会としてはどうしたらいいかということですか。

議長（大橋昭太郎君） 私としては受けられないと思っております。

委員長（前原吉宏君） 千葉委員。

委員（千葉一男君） 機関として共通認識、問題の共通認識と意見の調整だというのは、基本的によほど例外的でないといふことはできない話だ。だから、そういう意味でこの文書の中であったのはちょっと違うのではないかという感じはします。

委員長（前原吉宏君） ほかに。福田委員。

委員（福田淑子君） 山岸議員といろいろお話をして山岸議員の本来の目的というのは中学校建設に対して議会としてきちっと協議をする場を設けるべきではないかというのが、何か本筋みたいなんです。その一つとして全員協議会を開いてほしいという要請につながったのかと思うんですけども、私は議会としてどうするんだという場を議論し合う場というか、それを私は設けるべきだと思うんですが。それが全員協議会で話し合われるのであればそれはそれで私はいいのかなと思います。

委員長（前原吉宏君） ほかに。

議長（大橋昭太郎君） 話し合うという意味がよくわからない。それぞれの思いはあると思いますけれども、それを開陳し合っということなのか。例えば自分が思うという部分というのはそれこそ執行部に対してだと思ふし、議会が話し合うということがよくわからない。自分たちの考えを述べ合うという場を設けるという意味なのか。その中で調整ということがあり得るのか。そんなことはあり得ないと思うんです。

委員（福田淑子君） 山岸議員の根底にはそういうのがあるんだろうなと、話しして。理由と目的の中に調整を図るわけではないのではないのかなと。山岸議員の真意は多分みんな議論し合うべきではないかというのがあるんだと思う。その手法として全員協議会持ってきたんだろうと思います。

議長（大橋昭太郎君） 何度か話もしました。でも、思いはこういうことなのかどうかは別にしても、話し合いをしたいという意味合いはとれるんだけど、どうも山岸議員が思っているのは自由討議をやりたいような話なので。自由討議で今ここまで来た段階の中で、わからないんですよ。話の中に柴田町議会に行ったら体育館建設についての自由討議をやったということでお聞きしたようで、それをぜひやりたい。ただ、柴田町の体育館建設というのは初期計画

の段階のわけで、その場で体育館建設についてそれぞれの考えを出し合ったようです。

それが中学校建設について早期開校に向けてとか、わからないんだよ。誰と話し合い、あくまでも議員というのは基本的には執行部に対してだと思ふし、意見の調整を図るなどということがどういう調整を図るのかもわからないし、図れるかというのもある。

きのうも実は話をしました。どうせ受け入れられないだろうからと言われた。一応、議運の皆さんにも考えていただこうと思ひましたので出させていただきました。もっと深く考えると目的がもっと別なほうに行っているような気もしないでもなくて。以上です。

委員長(前原吉宏君) この全員協議会開催要請書についてはどうしたらよろしいでしょうか。
(「議長判断」の声あり)

では、議長で判断していただく。

議長(大橋昭太郎君) 受けられないということでお話ししたいと思います。

委員長(前原吉宏君) 事務局、お願いします。

事務局長(佐藤俊幸君) 先ほど芽室町の件だったんですが、8月19日から23日までは議長が海外出張につきお受けできませんといったことであります。

委員長(前原吉宏君) さて、どうしましょう。

午前 11時54分 休憩

午後 0時03分 再開

委員長(前原吉宏君) 再開します。

4の議会運営委員会の視察研修については以上といたします。

ほかに事務局のほうから何か。

事務局長(佐藤俊幸君) ございません。

委員長(前原吉宏君) なければこれで終わります。

副委員長、お願いします。

副委員長(平吹俊雄君) きょうは、令和になりまして1カ月、何か今年の天候は大分天気がよくて5月に30度越えるくらいです。そういうわけで、田んぼの稲も順調に育って平年より2日から3日くらい進んでいるというようです。

あと、車の歩行者の事故というか、これは本当に悲惨なものがあるなというふうに思ひます。そういう意味で天気も本当に暖かい日が続いておりますので、安全、あるいははげがしないように気をつけながら車のほうも緊張しながら進んでいただきたいと思います。

それでは、きょうはこれで終わりたいと思います。